## 報道資料

平成29年6月8日総務部総務課 県政情報係新谷、橋本直通0742-27-8348 庁内内線2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第193号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第226号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

## 1 答申の概要

◎ 答 申: 平成29年6月7日

◎ 実 施 機 関:くらし創造部 青少年・社会活動推進課

◎ 対象行政文書:特定非営利活動法人○○○○に係る設立認証申請書及び添付書類等

◎ 諮問に係る処分と理由

○ 決 定:一部開示決定

○ 不 開 示 部 分:ア 設立認証申請書のうち、申請者の住所及び氏名

イ 個人(公務員を除く。)の印影

ウ 個人の電話番号

エ 住民票

オ 社員のうち10人以上の者の名簿のうち、「氏名」欄及び「住所又は居所」欄

カ 確認書及び設立趣旨書のうち、設立代表者の住所及び氏名

キ 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

○ 不開示理由:条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

◎ 審査会の結論:実施機関は、異議申立ての対象となった情報のうち、設立認証申請書のうち申請者の氏名を開示すべきである。

◎ 判 断 理 由:

1 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人を設立しようとする者が、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。 以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき設立の認証を受ける際に実施機関に提出した申請書 及び添付書類である。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公に することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定 している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 設立認証申請書のうち申請者の氏名

設立認証申請書とは、法第10条第1項に規定する申請書であり、申請者の氏名が記載されている。 当該氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条 例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関は、法第30条に基づき、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去3年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について、閲覧等の求めがあったときは、これを閲覧等させなければならないこととされている。

閲覧等の対象とされる書類には、設立認証書の写しが含まれており、これについて実施機関に説明を求めたところ、設立認証書は、実施機関から設立認証申請書の申請者に対し発出するものであるから、設立認証書に記載された名宛人の氏名は、設立認証申請書の申請者の氏名と一致するとのことである。

この点について実施機関は、本件開示請求の時点では、認証書の写しの提出を受けておらず、閲覧等の対象となっていなかったと説明しているが、実施機関が提出を受けた後は、閲覧等の対象となるものであり、将来的に公にされることが予定されていたと認められることから、設立認証申請書の申請者の氏名は、同号ただし書アに該当する。

以上のことから、設立認証申請書のうち申請者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に 該当しないため、開示すべきである。

(2) 社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄

社員のうち10人以上の者の名簿とは、設立認証申請書の添付書類のうち、法第10条第1項第3号に規定する社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面であり、氏名の欄には、申請の時点における社員の氏名が記載されている。当該氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

法第10条第1項に基づき提出された申請書の添付書類のうち、同条第2項柱書に掲げるものについては、実施機関は、同項に基づき、申請書を受理した日から2か月間、公衆の縦覧に供さなければならないこととされているが、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面については、縦覧の対象とされていない。

また、法第30条に基づき閲覧等の対象となる事業報告書等には前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面が含まれているが、当該書面に記載された社員は、設立認証申請の時点の社員と同一の者であるとは限らない。さらに、これらの書面は、特定非営利活動法人が10人以上の社員を有することを確認することを目的として提出されるものであり、社員のうちいずれか10人以上の者の氏名等が記載されていれば足りるとされている。したがって、法第30条に基づく閲覧等の対象となる書面は、設立認証申請の際に提出される書面と同一の者の氏名等が記載されるとは限らない。

これらのことから、当該名簿の氏名については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないと認められ、同号ただし書アに該当しない。また、ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、社員のうち10人以上の者の名簿のうち氏名の欄については、条例第7条第2号の 不開示情報に該当する。

(3) 確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名

確認書とは、設立認定申請書の添付書類のうち、法第10条第1項第4号に規定する法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面であり、設立趣旨書とは、法第10条第1項第5号に規定する設立趣旨書である。これらの文書には、設立代表者の氏名が記載されており、実施機関の説明によると、設立代表者とは、本件法人の設立認証手続に係る代表者として設立総会において選任された者であるとのことである。

当該氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

これらの文書のうち設立趣旨書については、法第10条第2項に基づき、平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの2か月間、実施機関の執務室において縦覧に供されていたが、本件開示請求がなされた時点では、縦覧期間は既に満了していた。

同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態にあることと解されるが、当該設立趣旨書は、本件開示請求がなされた時点においては縦覧期間が既に満了し、公衆の目に触れる状態に置かれていなかった。また、当該縦覧は、実施機関の執務室においてのみ閲覧することができたものであることを考慮すると、当該氏名は、いったんは縦覧に供されたものであるが、本件開示請求がなされた時点において、なお公にされていたとは認められない。また、同号ただし書アの「公にされることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報、または、当該情報の性質上通例公にされる情報であると解されるが、設立代表者の氏名は、将来的に公にする予定の下に保有されている情報とは認められず、また、特定非営利活動法人の設立に関わった者の氏名が、法令により公にされる場合以外に公にされるという状況は認められないことから、設立代表者の氏名は、性質上通例公にされる情報であるとは認められない。

また、実施機関は、法第10条第2項に基づき法人の代表者の氏名を公告することとなっており、さらに、特定非営利活動法人は、法第7条に基づき代表者の氏名を登記しなければならないこととされているため、法人の代表者の氏名は公にされることとなる。しかし、設立代表者は、法人の代表者となる者でなければならないという法令等の規定はなく、また、設立認証申請書に添付された定款にもそのような規定はない。

なお、(1)で述べたとおり、設立認証申請書のうち申請者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため開示すべきであるが、申請者と設立代表者の関係について、実施機関に説明を求めたところ、両者は必ずしも同一の者となるとは限らないとのことであるので、設立代表者の氏名は、公にされることが予定されている情報とはいえない。

これらのことから、当該氏名については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないと認められ、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、確認書及び設立趣旨書のうち設立代表者の氏名については、条例第7条第2号の不 開示情報に該当する。

(4) 議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名

議事録とは、設立認証申請書の添付書類のうち、法第10条第1項第6号に規定する設立についての 意思の決定を証する議事録の謄本である。当該議事録には、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名 が記載されており、実施機関の説明によると、設立発起人とは、本件法人の設立を企図した者、また、 議長及び議事録署名人とは、本件法人の設立総会においてその役職に選任された者であるとのことであ る。

これらの氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

法第10条第1項第6号に規定する設立についての意思の決定を証する議事録の謄本は、法第10条第2項に基づく縦覧の対象とはされていない。

また、実施機関は、法第10条第2項に基づき法人の代表者の氏名を公告することとなっており、さらに、特定非営利活動法人は、法第7条に基づき代表者の氏名を登記しなければならないこととされているため、法人の代表者の氏名は、公にされることとなる。しかし、設立発起人、議長及び議事録署名人は、法人の代表者となる者でなければならないという法令等の規定はなく、また、設立認証申請書に添付された定款にもそのような規定はない。

なお、(1)で述べたとおり、設立認証申請書のうち申請者の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため開示すべきであるが、申請者と設立発起人、議長及び議事録署名人の関係について、実施機関に説明を求めたところ、両者は必ずしも同一の者となるとは限らないとのことであるので、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名は、公にされることが予定されている情報とはいえない。

これらのことから、当該氏名については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないと認められ、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、議事録のうち、設立発起人、議長及び議事録署名人の氏名については、条例第7条 第2号の不開示情報に該当する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求 平成27年 3月23日

② 決 定 平成27年 4月 3日付けで一部開示決定

③ 異議申立て 平成27年 5月27日

④ 諮 問 平成27年 6月26日

⑤ 経 過 平成29年 2月20日 第204回審査会 審議 平成29年 3月17日 第205回審査会 審議

> 平成29年 4月21日 第206回審査会 審議 平成29年 5月19日 第207回審査会 審議